

松山市新南クリーンセンター整備事業に係る

環境影響評価方法書

令和 6 年 1 1 月

松 山 市

はじめに

「松山市新南クリーンセンター整備事業」は、都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）の手續を伴う事業であり、都市計画決定権者は松山市である。

本図書は、都市計画決定権者である松山市が、愛媛県環境影響評価条例（平成 11 年 3 月 19 日愛媛県条例第 1 号）第 5 条の規定に基づき作成した「松山市新南クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書」である。

— 目 次 —

第1章 都市計画決定権者の名称	1-1
第2章 対象事業の名称、種類、目的及び内容	2-1
2.1 対象事業の名称及び種類	2-1
2.2 対象事業の検討の経緯及び目的	2-1
2.2.1 事業の目的	2-1
2.2.2 ごみ処理広域化への対応	2-1
2.3 ごみ処理広域化の方針	2-2
2.3.1 現状の処理状況	2-2
(1) ごみ排出量	2-2
(2) ごみ処理の体系	2-3
2.3.2 ごみ処理広域化の概要	2-6
(1) 基本方針及び取組施策	2-6
(2) 広域化後のごみ処理の体系	2-7
2.4 対象事業の内容	2-8
2.4.1 対象事業実施区域	2-8
(1) 対象事業実施区域の位置	2-8
(2) 対象事業実施区域の特性	2-8
2.4.2 新施設の概要	2-11
(1) 処理方式	2-11
(2) 処理能力	2-14
(3) 主要な建築物	2-16
(4) 煙突排ガスの諸元	2-18
(5) 給水計画・排水計画	2-18
(6) 廃棄物運搬車両走行ルート	2-18
(7) 関連施設の整備	2-18
2.4.3 建設計画の概要	2-20
(1) 工事工程	2-20
(2) 工事用車両の走行ルート	2-20

2.4.4 環境配慮事項.....	2-22
(1)環境保全基準.....	2-22
(2)環境配慮の方針.....	2-25
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況.....	3-1
3.1 地域特性を把握する範囲.....	3-1
3.2 自然的状況.....	3-3
3.2.1 大気環境の状況.....	3-3
(1)気象.....	3-3
(2)大気質.....	3-8
(3)騒音.....	3-20
(4)振動.....	3-24
(5)悪臭.....	3-25
3.2.2 水環境の状況.....	3-28
(1)水象.....	3-28
(2)水質.....	3-30
(3)水底の底質.....	3-35
(4)地下水.....	3-36
3.2.3 土壌及び地盤の状況.....	3-39
(1)土壌.....	3-39
(2)地盤.....	3-39
3.2.4 地形及び地質の状況.....	3-42
(1)地形.....	3-42
(2)地質.....	3-42
(3)重要な地形及び地質の分布.....	3-42
3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況.....	3-45
(1)動物.....	3-45
(2)植物.....	3-64
(3)生態系.....	3-82
3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況.....	3-85
(1)景観.....	3-85
(2)人と自然との触れ合いの活動の場の状況.....	3-89

3.3 社会的文化的状況.....	3-92
3.3.1 人口及び産業の状況.....	3-92
(1)人口及び世帯数の推移.....	3-92
(2)産業別就業人口.....	3-93
3.3.2 行政区画の状況.....	3-94
3.3.3 土地利用の状況.....	3-96
3.3.4 河川、湖沼及び地下水の利用の状況.....	3-97
(1)河川の利用状況.....	3-97
(2)湖沼の利用状況.....	3-97
(3)地下水の利用状況.....	3-97
3.3.5 交通の状況.....	3-99
(1)道路.....	3-99
(2)鉄道.....	3-102
(3)空港.....	3-102
3.3.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が 特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況.....	3-104
(1)学校等.....	3-104
(2)医療施設、福祉施設、文化施設.....	3-109
(3)住宅配置の概況.....	3-114
3.3.7 上水道、下水道及び廃棄物処理施設の整備の状況及び将来の計画.....	3-116
(1)上水道の状況.....	3-116
(2)下水道の状況.....	3-116
(3)廃棄物処理施設.....	3-118
3.3.8 都市計画法に基づく地域地区の状況.....	3-124
(1)都市計画法に基づく用途地域の指定状況.....	3-124
3.3.9 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該 対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容.....	3-126
(1)環境基準と規制基準の指定状況.....	3-128
(2)自然環境に係る関係法令による指定状況.....	3-171
(3)土地利用に係る指定状況.....	3-174
(4)その他.....	3-179
3.3.10 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況.....	3-203
(1)文化財.....	3-203
(2)埋蔵文化財.....	3-207

第4章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	4-1
4.1 環境影響評価の項目の選定	4-1
4.1.1 影響要因の抽出	4-1
(1) 工事の実施	4-1
(2) 土地又は工作物の存在及び供用	4-1
4.1.2 環境影響評価の項目の選定	4-1
4.2 調査、予測及び評価の手法	4-6
4.2.1 大気質	4-6
(1) 調査の手法	4-6
(2) 予測の手法	4-10
(3) 評価の手法	4-11
4.2.2 騒音	4-12
(1) 調査の手法	4-12
(2) 予測の手法	4-15
(3) 評価の手法	4-16
4.2.3 振動	4-17
(1) 調査の手法	4-17
(2) 予測の手法	4-20
(3) 評価の手法	4-21
4.2.4 悪臭	4-22
(1) 調査の手法	4-22
(2) 予測の手法	4-24
(3) 評価の手法	4-24
4.2.5 水質	4-25
(1) 調査の手法	4-25
(2) 予測の手法	4-27
(3) 評価の手法	4-27
4.2.6 動物	4-28
(1) 調査の手法	4-28
(2) 予測の手法	4-30
(3) 評価の手法	4-30

4.2.7 植物	4-31
(1) 調査の手法.....	4-31
(2) 予測の手法.....	4-33
(3) 評価の手法.....	4-33
4.2.8 生態系	4-34
(1) 調査の手法.....	4-34
(2) 予測の手法.....	4-35
(3) 評価の手法.....	4-35
4.2.9 景観	4-36
(1) 調査の手法.....	4-36
(2) 予測の手法.....	4-37
(3) 評価の手法.....	4-37
4.2.10 人と自然との触れ合いの活動の場	4-38
(1) 調査の手法.....	4-38
(2) 予測の手法.....	4-40
(3) 評価の手法.....	4-40
4.2.11 廃棄物等	4-41
(1) 調査の手法.....	4-41
(2) 予測の手法.....	4-42
(3) 評価の手法.....	4-42
4.2.12 温室効果ガス等	4-43
(1) 調査の手法.....	4-43
(2) 予測の手法.....	4-43
(3) 評価の手法.....	4-43